

大和市告示第77号

大和市産後ケア事業費用助成要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市産後ケア事業費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、育児に関し十分な支援者のいない母親その他の育児に不安を抱えている母親の心身の安定と育児不安の解消を図るため、出産後早期に実施する産後ケア事業の利用に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者(生後4か月未満の乳児(以下「対象乳児」という。)の母親である者に限る。)であって、育児不安を抱えていることにより次条の産後ケア事業を利用する必要があると市長が認めたものとする。

(対象となる産後ケア事業)

第3条 助成の対象は、対象者が利用する次に掲げる事業(本市と当該事業の実施に係る委託契約を締結した事業者(以下「委託事業者」という。)が行うものに限る。以下「産後ケア事業」という。)とする。

- (1) 心理的ケア及び身体的ケア
- (2) 保健指導及び栄養指導
- (3) 授乳指導(乳房ケアを含む。)
- (4) 育児指導及び育児相談
- (5) その他市長が必要があると認める産後ケアに関する事業

(助成の額及び助成回数)

第4条 助成の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1回当たりの利用時間が4時間である委託事業者を利用する場合 14,400円(対象者が市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税をいい、同法の規定による特別区民税を含む。)が非課税の世帯又は生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者の属する世帯に属する場合（以下「非課税世帯等の場合」という。）は16,000円）

(2) 1回当たりの利用時間が6時間である委託事業者を利用する場合 18,000円（非課税世帯等の場合は20,000円）

2 前項の場合において、多胎出産により対象乳児が2人以上である場合は、2人目以降の対象乳児1人につき、同項第1号に掲げる場合は7,200円（非課税世帯等の場合は8,000円）を、同項第2号に掲げる場合は9,000円（非課税世帯等の場合は10,000円）を加算する。

3 助成を受けることができる回数は、対象者1人につき7回を限度とし、市長が必要と認めた回数とする。

（助成の申請及び決定）

第5条 助成を受けようとする者は、産後ケア事業費用助成申請書により、市長に申請しなければならない。この場合において、非課税世帯等の場合は、そのことを証する書類を添付するものとする。

2 前項後段の書類については、申請者の同意を得たうえで市長が公簿等により確認できる場合は、その添付を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、家庭への訪問、面談等による審査により助成の適否を決定し、助成するときは産後ケア事業費用助成承認通知書により申請者に通知するとともに産後ケア事業費用助成券（以下「助成券」という。）を交付し、助成しないときは産後ケア事業費用助成不承認通知書により申請者に通知するものとする。

（助成の手続等）

第6条 前条第3項の規定により助成券の交付を受けた者（以下「助成券保有者」という。）は、産後ケア事業を利用し、助成を受けようとするときは、委託事業者に1回の利用につき助成券1枚を提出しなければならない。この場合において、助成券保有者は、当該産後ケア事業に係る費用から助成の額を控除した額を当該委託事業者に支払うものとする。

2 前項の場合における委託事業者に提出された助成券に係る助成金の精算方法については、別に定める。

3 助成券の有効期限は、対象乳児が生後満4か月に達する日の前日までとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、助成券保有者が偽りその他の不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたときは、その助成の決定を取り消し、又は既に助成した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	産後ケア事業費用助成申請書	第5条
第2号様式	産後ケア事業費用助成承認通知書	第5条
第3号様式	産後ケア事業費用助成券	第5条及び第6条
第4号様式	産後ケア事業費用助成不承認通知書	第5条